

## 自然エネルギーの活用・省エネ対策について政府の姿勢をたずぬ！ ～2013年5月21日 参議院経済産業委員会～



政府の姿勢を質す柳沢みつよし議員



茂木経済産業大臣



赤羽経済産業副大臣

5月21日に行われた参議院経済産業委員会において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（省エネ法）案」について質問に立ちました。この法律案は、民主党政権時代、経済産業副大臣として取り組んできた課題であり、その経過と想いについて述べさせていただくとともに、それに対する茂木大臣の所見をうかがうことにより、省エネの推進、再生可能エネルギーの活用、分散型電源の拡大等についての前向きな答弁を引き出すことができ、翌日の信濃毎日新聞朝刊でも紹介されました。

(右図参照)



2013年5月22日信濃毎日新聞

### 質問のポイント

#### 省エネ推進について

自然に恵まれた国土を持つ日本は、蓄電池も含めた省エネ分野が大変得意である。一方で世界には電気が行き届いていない場所もある。日本の技術は世界に貢献できると共に、大きな成長戦略の柱となり得る。

#### 再生可能エネルギーの活用

今後、エネルギー資源を再生可能エネルギーに転換するためには、たとえば長野県が出している「一村一エネルギー」のように、その地域に合った、水力、木質バイオマス、太陽光などの発電システムの開発と普及が必要である。

#### 分散型電源の拡大

これからの日本の発電は遠隔地まで送電をする必要が無く、災害時にも使用できる自然エネルギーのコンパクトな発電システムが必要。一部のコンビニなどでも導入されているような自家消費型の発電について研究を進めるべき。

## 消費税の本来あるべき転嫁について政府側と確認！

～2013年5月28日 参議院経済産業委員会～

5月28日に開催された参議院経済産業委員会において、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策法）案」の質問に立ちました。今回の消費税引上げの目的は、社会保障の安定財源確保と財政の健全化を同時に達成するためのものであり、このことを国民の皆さまに正しく理解し納得していただくことが大切です。この視点から、法律の目的、国の責務、景気対策、外税表示の恒久化、インボイス制度の導入等について、政府の姿勢を質すとともに、これに関連して流通産業のあり方についてもその認識を確認しました。



稲田内閣府特命担当大臣



亀岡内閣府大臣政務官



伊東財務大臣政務官



質問に立つ柳沢みつよし議員

### 質問のポイント

#### 消費税転嫁対策法案の目的

日本の社会保障制度を守ることは若い皆さまにとっても非常に大事なことです。そのためにも消費税を上げる際はきちんとその理由を明確に国民に伝える仕組みを検討すべき。また、今法案も消費税の転嫁についても、それだけを目的にするのではなく、その先にある国民経済の健全な発展という大きな目的もきちんと明記し、国民の皆さまに向けて、消費税に対する理解と納得をきちんと求めていくべきである。

#### 大規模小売業者について

大規模小売業者のコンプライアンスについても、近年かなり大きな改善が進んでいる。今回の法案等を見ても、納入業者を全ての大型店舗の事業者がいじめているような印象が強まってしまう。大きいところが悪くて、小さなところが全てというわけではなく、公平に見るべきである。また、大型店の現場の皆さまはかなりの努力をしていることを思うと更なる配慮が必要なのではないか。

#### 日本が誇る流通システム

日本の流通システムは安全、安心、鮮度、快適などあらゆる面で世界でトップクラスの実力を擁している。我が国の流通システムやノウハウの海外展開をクールジャパン戦略とも連携して大いに推進すべきだと考える。副大臣時代に立ち上げた産業構造審議会流通部会やそれに関連する製配販連携協議会での取り組みがまさにそれで、現政権でも更に深掘りしていただきたい。

# 川合たかのり参議院議員を応援しています！

川合たかのり議員と私は働く仲間の皆さまの声を国政に反映させるため、日々、国会の中で奮闘しています。特に川合たかのり議員は雇用労働政策はもとより、医療や介護福祉、医薬など、社会保障に係わる政策全般にも非常に詳しく、私にとっても、民主党にとっても実に頼もしい仲間です。皆さまの幅広い声を国政に届け続けるために、これからも川合たかのり議員とタッグを組んで取り組んで参ります。皆さまの応援をよろしくお願いいたします。



## 川合たかのり議員の取り組み (1 期目・6 年間)

希望者全員の 65 歳までの雇用を義務づける <b>高齢者雇用安定法を改正</b>	日雇い派遣の原則禁止、正社員の均等待遇確保 <b>労働者派遣法改正</b>
有期労働者の雇用安定を図る <b>労働契約法改正</b>	地域包括ケアシステムを構築 <b>介護保険法を改正</b>
雇用保険の加入要件を緩和 <b>雇用保険の適用拡大</b>	川合議員が発議者 <b>求職者支援法を制定</b>
製造・流通・サービスなどに働く仲間の声を実現 <b>UA ゼンセン産業政策の実現に向けた取り組み</b>	



## かわい たかのり プロフィール

- ◆1964年1月29日 京都府京都市出身 ◆立命館大学法学部卒業
- ◆財政金融委員会委員、決算委員会委員、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会委員、検察官適格審査会委員
- ◆民主党参議院副幹事長、民主党東京都連幹事長代行、民主党参議院比例区第4総支部長 ◆民社協会専務理事

第23回参議院議員選挙は**7月21日が投票日** (7月4日公示) です。

公示後は**期日前投票**もできます。権利を無駄にせず、必ず投票に行きましょう!

参議院選挙には**選挙区選挙**と**比例代表選挙**があり、  
**一人が2票**投票します。

※選挙区選挙:各都道府県の区域を選挙区の単位とした選挙 ※比例代表選挙:全国を選挙区の単位とした選挙

**1 枚目 選挙区選挙**

候補者名を記入

選挙区

1枚目の投票用紙が選挙区選挙用です。各都道府県の候補者名を書きます。

**2 枚目 比例代表選挙**

比例代表選挙も候補者名を記入

比例代表

2枚目の投票用紙が比例代表選挙用です。お住まいの地域に関わらず、全国区の候補者名を書きます。※政党名でも可。

比例代表選挙では議席配分(政党名およびその政党に属する候補者個人への投票数の合計に応じた各政党への議席配分)から「候補者名」での投票数の多い順に当選者が決まる非拘束名簿式です。

候補者名で投票すると、政党と候補者両方を応援できます。

ぜひ、**候補者名で投票**してください。

川合たかのり議員のフェイスブックでは、日々の活動を報告しています。ぜひご参加ください!



## 柳沢みつよし国会事務所のご案内

- 〒100-8962
- E-mail : office@yanagisawa-m.jp
- 東京都千代田区永田町2-1-1
- TEL : (03) 6550-1106
- 参議院議員会館1106号室
- FAX : (03) 6551-1106

## ホームページのご案内

柳沢みつよし

検索

<http://yanagisawa-m.jp>



活動報告、国会見学など、日常活動をご覧になれます。